

看護専門職としての基礎的能力を育成する看護基礎教育

Professional Nurses' Development of Fundamental Competencies through Basic Nursing Education

佐々木幾美 Ikumi Sasaki (日本赤十字看護大学)

キーワード：基礎的能力、看護基礎教育、看護専門職

key words : Fundamental competencies, Basic nursing education, Professional Nurse

はじめに

我が国は少子高齢化社会の急速な進展に伴い、疾病構造の変化、さらには医療の高度化・専門化などが進み、医療は治療から予防へ、病院から在宅へと拡大しつつある。また、患者主体の医療が求められるなど、保健医療を取り巻く環境の変化とも相まって、看護にも多様な役割が期待され、専門職として質の高い看護を提供することが社会から要請されている。質の高い看護を行う看護専門職として、専門能力を発揮し期待される役割を果たすためには看護基礎教育のみでは不十分であり、その後も継続した教育・学習が不可欠である。

1992年の「看護職員生涯教育検討会報告書」では、看護職員が専門職業人として常に自己研鑽を積み、生涯を通して学習し、自己の能力の開発、維持・向上に努めていく必要があることが明示された。こうした動きに基づき、看護基礎教育の位置づけは、看護を实践するうえで必要となる基礎的能力を育成する教育とされ、そこでは「生涯教育」の展望のもとに、卒後に継続して教育を受けることが前提とされている。このような生涯教育の考え方は、医療の高度化・専門化に伴い、ある特定の健康現象について、多くの知識と技術を必要とするため、継続教育のなかで学習し続けなければそれに対応できない状況を表していると考えられる。

継続教育でのキャリアを考える上では、専門分化した特定の看護領域で必要とされる体系的な知識・技術の学習・認定システムが整備されていること等の理由から、スペシャリストに注目が集まりやすい傾向があ

る。しかし、大部分の看護職はジェネラリストとして活動し、専門職として看護の質を支えていることから、ジェネラリストとしての教育のあり方を議論することは重要である。

本シンポジウムは、「看護専門職としてのジェネラリストの教育をどのようにしていくか」というテーマで展開された。ただし、看護基礎教育が担うのは、ジェネラリストだけでなくスペシャリストにも共通する基礎的能力の育成である。したがって、基礎教育の立場からはジェネラリストだけに焦点をあてて議論を進めていくことは難しいと考えた。

そこで本稿では、ジェネラリストとその教育について、その位置づけを明示した上で、ジェネラリストやスペシャリストに共通する基礎的能力の育成という観点から、最近の検討会の動向を踏まえながら、看護基礎教育で育成する看護専門職の基礎的能力について論ずることを目的とする。

I. ジェネラリストとその教育

2000年に日本看護協会が示した継続教育の基準によれば、ジェネラリストの能力開発を促進する教育とは、「特定領域のスペシャリストを目指すのではなく、従事した領域で直接クライアントに対して質の高い看護サービスを提供することを志向する看護職者を対象とする」とされ、その特徴として「その時代に行いうる最善の看護サービスが提供されることを保証するために、常に看護職者としての態度、感性を洗練させ、根拠に基づく看護を实践する能力や各領域のスペシャリストを適切に活用しうる能力を育成することを目的と

した教育である」ことが示されている。

また、ジェネラリストという用語は、スペシャリストの対概念として用いられ、一定の経験年数を持ちさまざまな領域に対応できる高い実践能力を有するという意味で用いられ、近年では、看護の質を高めるために各領域のスペシャリストを適切に活用できるジェネラリストの存在意義が大きくなっていくという意味で肯定的に用いられることが示されている（日本看護協会，2007）。永野（2004）は「ジェネラリスト看護師は、患者個人を包括的に査定し、あらゆるリソースを活用して、担当した患者に提供される看護全体に責任をもつ能力が期待される。ジェネラリスト看護師が実践する看護の質は、病院で提供される看護の評価の基準であり、すべての看護師にその基本的な能力が必要である（pp.81-85）」と述べ、ジェネラリストの質が看護の質に大きく影響することからジェネラリスト育成の重要性を提言している。

以上のことから、ジェネラリストの教育においては、根拠に基づくケアを着実に実践できる能力はもちろんであるが、スペシャリストを活用できるような、その専門性を支える幅広い視野と調整能力・マネジメント能力などを育成することが必要であると考えられる。

Ⅱ. 看護基礎教育にかかわる検討会の動向

看護基礎教育については、昨今、看護実践能力の育成という観点から、文部科学省、厚生労働省がそれぞれ検討会を立ち上げ、報告書をまとめている現状がある（表1）。

表1. 看護基礎教育に関する検討会報告書

年	文部科学省関係	厚生労働省関係
2002（平14）	大学における看護実践能力の育成の充実に向けて（看護学教育のあり方に関する検討会報告書<第一次>）	
2003（平15）		看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書 新たな看護のあり方に関する検討会報告書
2004（平16）	看護実践能力育成に向けた大学卒業時の到達目標（看護学教育のあり方に関する検討会報告書<第二次>）	
2005（平17）		医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会報告書
2007（平19）		看護基礎教育の充実に関する検討会報告書
2008（平20）		看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理
2009（平21）	大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（第一次報告）	看護の質の向上と確保に関する検討会（中間とりまとめ）
2010（平22）		今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書 看護教育の内容と方法に関する検討会（第一次報告）
2011（平23）	大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（最終報告）	看護教育の内容と方法に関する検討会報告書

以下、それぞれの経過についてまとめる。

A. 厚生労働省における検討会

厚生労働省は、平成15（2003）年に「看護基礎教育における技術教育の在り方に関する検討会報告書」をまとめ、看護基礎教育における技術教育の現状と課題、臨地実習において学生が行う看護技術についての基本的な考え方、身体的侵襲を伴う看護技術の実習指導のあり方、患者の同意を得る方法など実習環境の整備について提言した。また、平成19（2007）年に「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」をまとめ、看護基礎教育の抜本的な検討の方向性として、我が国の社会と保健医療福祉制度の長期的変革の方向性を視野に入れた教育の方法や内容、期間について検討が必要であることを問題提起した。平成20（2008）年には「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」の中で、チーム医療の推進や他職種との役割分担・連携の進展が想定される中、看護に必要な知識や技術を習得することに加えて、いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善の看護を提供できる人として成長していく基盤となるような教育の提供が不可欠であるという見解が示された。さらに、平成21（2009）年に出された「看護の質の向上と確保に関する検討会中間取りまとめ」では、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことについて、現在の修業年限を必ずしも前提とせず、すべての看護師養成機関において教育内容、教育方法などの見直し・充実を図るべきであるとの意見がまとめられた。

以上のような経過から、厚生労働省は平成23（2011）年2月に「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」を提出し、その中で、①ヒューマンケアの基本的な実践能力、②根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力、③健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力、④ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力、⑤専門職者として研鑽し続ける能力、という5つの看護師に求められる実践能力とその構成要素を示した（表2）。

B. 文部科学省における検討会

文部科学省における検討会では、特に学士課程という特徴を考慮した中での看護系人材の養成について議論を重ねられてきた。看護系大学については、平成4年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の施行を契機としてその数が急増し、各大学はそれぞれの理念に基づく人材育成と教育課程を策定し、特色ある教育活動を展開してきた。一方で、輩出された卒業生も含め、その教育が社会のニーズや国民の期待に応えているかを問われてきた。そのような状況から、看護実践の質向上のための人材育成として、看護実践能力の育成に焦点を当てた検討を行うために、平成13年に看護学教育のあり方に関する検討会（第1次）が設置され、その翌年（2002）3月に報告書「大学における

表2. 看護師に求められる実践能力とその構成要素 (厚生労働省, 2011)

看護師の実践能力		構成要素
I群	ヒューマンケアの基本的な実践能力	A 対象の理解
		B 実施する看護についての説明責任
		C 倫理的な看護実践
		D 援助的関係の形成
		E アセスメント
II群	根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	F 計画
		G 実施
		H 評価
		I 健康の保持・増進、疾病の予防
III群	健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力	J 急激な健康状態の変化にある対象への看護
		K 慢性的な変化にある対象への看護
		L 終末期にある対象への看護
		M 看護専門職の役割
IV群	ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	N 看護チームにおける委譲と責務
		O 安全なケア環境の確保
		P 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働
		Q 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割
		R 継続的な学習
V群	専門職者として研鑽し続ける能力	S 看護の質の改善に向けた活動

看護実践能力の育成の充実に向けて」が出された。ここでは、看護実践能力育成という観点から教育内容のコアを示し、併せて臨地実習指導体制や教育の質向上のための組織づくりが提言された。しかし、学士課程における看護学教育の特徴や、卒業時までには達成すべき看護実践能力の到達目標は何かという課題について十分に議論されていないという指摘から、第2次検討会が立ち上げられ、平成16(2004)年3月に看護学教育のあり方に関する検討会報告書として「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」が出された。その中では、学士課程における看護学教育の基本として、看護職に必要な能力を明確にし、その育成を確実にすることが提言された。

その後も看護系大学卒業生の割合が増加する中、社会や保健医療を取り巻く環境の変化と学生の多様化に

伴って、臨地実習のあり方の見直しや教育内容の工夫の必要性等の課題が指摘され、平成20年に大学における看護系人材育成の在り方に関する検討会が設置された。この検討会については、平成21(2009)年8月に「第一次報告」が、平成23(2010)年3月に「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告」が出された。

最終報告では、学士課程教育におけるコアとなる看護実践能力として、①ヒューマンケアの基本に関する実践能力、②根拠に基づき看護を計画的に実践する能力、③特定の健康課題に対応する実践能力、④ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力、⑤専門職者として研鑽し続ける基本能力という5つの能力群と20の看護実践能力が示された(表3)。

表3. 学士課程教育におけるコアとなる看護実践能力 (文部科学省, 2011)

5つの能力群		20の看護実践能力
I群	ヒューマンケアの基本に関する実践能力	1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
		2) 実施する看護について説明し同意を得る能力
		3) 援助的関係を形成する能力
		4) 根拠に基づいた看護を提供する能力
		5) 計画的に看護を実践する能力
II群	根拠に基づき看護を計画的に実践する能力	6) 健康レベルを成長発達に応じて査定する能力
		7) 個人と家族の生活を査定する能力
		8) 地域の特性と健康課題を査定する能力
		9) 看護援助技術を適切に実施する能力
III群	特定の健康課題に対応する実践能力	10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力
		11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力
		12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力
		13) 終末期にある人々を援助する能力
IV群	ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力	14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力
		15) 地域ケアの構築と看護機能の充実に資する能力
		16) 安全なケア環境を提供する能力
V群	専門職者として研鑽し続ける基本能力	17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力
		18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
		19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
		20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

C. 看護基礎教育において育成する看護実践能力

表2と表3とを比較してみると、看護実践能力の表現やその具体的な内容において若干の違いがある。学士課程で育成される看護実践能力については、地域ケアなどの観点が明示され、社会の動向を踏まえての看護を創造し、看護専門職としての価値と専門性を発展させるといった将来的な展望を含めた表現が強調されている。

しかし、看護実践能力の内容や育成への方向性はほぼ一致していると考えてよいであろう。したがって、看護基礎教育において育成する看護実践能力は大きくこの5点に集約されたと考えられる。そして、これらはジェネラリストにもスペシャリストにも共通する基礎的能力であり、看護専門職としてのキャリアの発展を支える能力育成につながっていると考える。

次に、この5点を考慮しつつ、看護基礎教育において育成する看護実践能力を私見も含めて構造的に示したものが図1である。

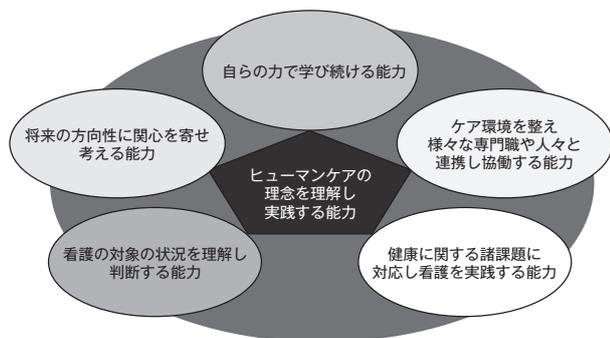


図1. 看護基礎教育において育成する看護実践能力

この図では、I群の表現を「ヒューマンケアの理念を理解し実践する能力」と修正し、時代が変わっても普遍的に求められる中核的な能力として中央に位置づけている。また、II群とIII群の内容を「看護の対象の状況を理解し判断する能力」と「健康に関する諸課題に対応し看護を実践する能力」という観点で再構成している。IV群の表現は「ケア環境を整え、様々な専門職や人々と連携し協働する能力」と修正し、さらにV群で示された内容を「将来の方向性に関心を寄せ考える能力」と「自らの力で学び続ける能力」という観点で分けて明示している。

特にV群の内容を2つに分けて強調したのは、変化の激しい社会情勢を考慮したためである。看護専門職が変化に応じて社会から期待される役割を果たすためには、将来の方向性に関心を寄せ考える能力、自らの力で学び続ける能力が特に重要だと考え

た。これらを看護専門職の基礎的能力として育成することができれば、変化の激しい状況の中であっても、そこで必要なことを学び、判断をして行動することができる人材育成につながると考える。

おわりに

看護基礎教育においては、看護の先達たちが大事にしてきた知識、技術などを、次世代の看護を担う人たちに伝えていく必要がある。また、新しい看護とともに創造していくことも我々が果たさなくてはならない責務である。そのためには、現在だけでなく、未来を見据えて教育を考えていくことが重要であり、先見性を発揮することが期待されている。

文献

- 厚生労働省 (2003). 看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書.
- 厚生労働省 (2007). 看護基礎教育の充実に関する検討会報告書.
- 厚生労働省 (2008). 看護基礎教育の在り方に関する懇談会論点整理.
- 厚生労働省 (2009). 看護の質と向上の確保に関する検討会中間取りまとめ.
- 厚生労働省 (2010). 看護教育の内容と方法に関する検討会 第一次報告.
- 厚生労働省 (2011). 看護教育の内容と方法に関する検討会報告書.
- 文部科学省 (2002). 大学における看護実践能力の育成の充実に向けて 看護学教育のあり方に関する検討会報告書.
- 文部科学省 (2004). 看護実践能力育成に向けた大学卒業時の到達目標 看護学教育のあり方に関する検討会報告書.
- 文部科学省 (2009). 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第一次報告.
- 文部科学省 (2011). 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 最終報告.
- 永野みどり (2004). スペシャリストの活用と組織デザイン. 井部俊子・中西睦子監修, 看護における人的資源活用論 (pp.81-92), 東京: 日本看護協会出版会
- 日本看護協会 (2000). 継続教育の基準. 看護, 52(11), 72-77.
- 日本看護協会編 (2007). 日本看護協会看護業務基準表<2007年改訂版>. 東京: 日本看護協会出版会.